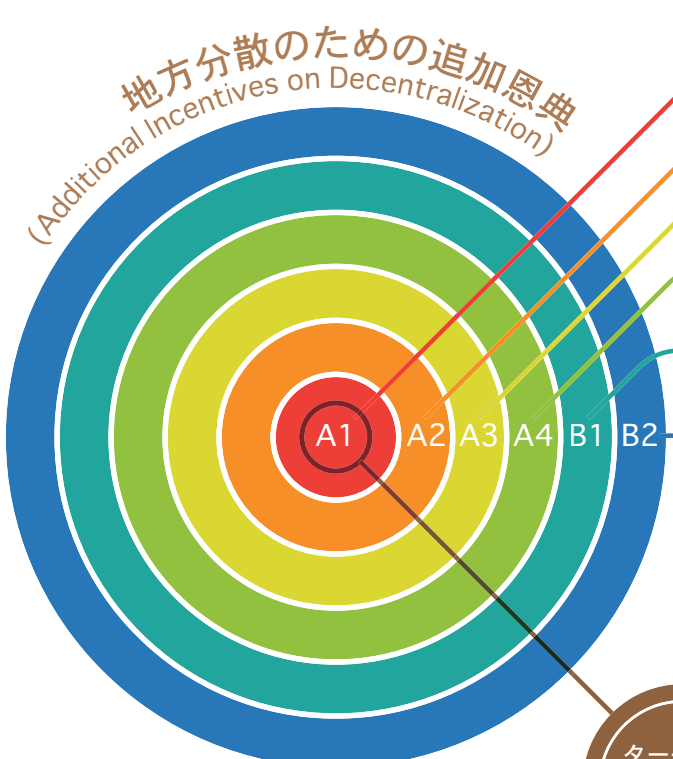


## 2.2 地方分散のための追加恩典

一人当たり所得の低い 20 県、すなわち、カーラシン県、チャイヤプーム県、ナコーンパノム県、ナーン県、ブンカーン県、ブリーラム県、プレー県、マハーサーラカーム県、ムクダーハーン県、メーホンソーン県、ヤソートーン県、ローイエット県、シーサケート県、サコンナコーン県、サケーオ県、スコータイ県、スリン県、ノンブアラムプー県、ウボンラーチャターニー県及びアムナートチャルーン県（特別措置が別途ある南部国境地域や特別経済開発区を除く）に立地する場合は以下の追加恩典を付与する。

	法人所得税の免除	追加法人所得税の免除	法人所得税免除期間終了後5年間にわたり法人所得税を50%減税する	合計	支出控除*
	8年間 免除金額に上限なし	—	✓	8年間 免除金額に上限なし + 法人所得税免除期間終了後5年間にわたり法人所得税を50%減税する	✓
	8年間	—	✓	8年間 + 法人所得税免除期間終了後5年間にわたり法人所得税を50%減税する	✓
	5年間	3年間	—	8年間	✓
	3年間	3年間	—	6年間	✓
	—	3年間	—	3年間	✓
	—	—	—	—	—
	10年間 免除金額に上限なし	3年間	—	13年間 免除金額に上限なし	✓
	10年間 免除金額に上限なし	3年間	—	13年間 免除金額に上限なし	✓



恩典付与の基準



### 地方分散により追加恩典が受けられる業種

- A1** 国の競争力を向上させる、デザインや研究開発 (R&D) に主眼を置いたナレッジベースの産業
- A2** 国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業
- A3** 既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業
- A4** 技術が A1 ~ A3 ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業
- B1** 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業
- 8** 定められた条件の通りに連携した、業種 5.6、7.11、7.13、7.14、7.15 及び 7.19 のターゲット技術開発の支援事業
- 8** 8 類 技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業

\* - 輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除  
 - インフラ設置・建設費の 25% を追加控除